

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年に国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年に同条約に批准している。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999年に国連で採択されたのが「女性差別撤廃条約選択議定書」である。

現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、116か国が選択議定書を批准している中で、日本は批准していない。

国は第5次男女共同参画基本計画において、「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としているが、進展しているとは言えない。

各国における男女格差を示す2025年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、148か国中で118位であり、特に政治、経済分野における女性の参画の遅れが顕著となっている。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、我が国の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

については、国におかれでは、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長	額賀福志郎 様
参議院議長	関口昌一 様
内閣総理大臣	高市早苗 様
総務大臣	林芳正 様
法務大臣	平口洋 様
外務大臣	茂木敏充 様
内閣官房長官	木原稔 様
内閣府特命担当大臣	黄川田仁志 様

(男女共同参画)

与謝野町議会議長 山崎 良磨